

役員並びに評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 友隣会

社会福祉法人 友隣会

役員並びに評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友隣会の役員並びに評議員等の報酬等について定めるものとする。

(役員並びに評議員等の報酬額)

第2条 役員並びに評議員等の報酬の額は、社会福祉法人友隣会の支給基準の通り、別表第1の報酬を支給する。

(旅行に係る費用弁償)

第3条 役員並びに評議員等が法人の業務を行うための旅行（出張）をする場合は、その旅行にかかる費用、日当、宿泊料を費用弁償として支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、別表第2の通りとする。

(職員兼務理事等の特例)

第4条 役員並びに評議員選任・解任委員等が職員を兼ね、役員並びに評議員選任・解任委員等として第3条第1項の旅行をした場合は、この規程を適用し、職員の旅費規程は適用しない。但し、別表1の報酬については支給しない。

(報酬等の支給)

第5条 役員並びに評議員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合は、その都度報酬の日額を支給する。月額報酬については職員の例により、25日の支払日に支給する。

2 第3条第1項の旅行（出張）をした場合の費用弁償については、精算の後、翌月の25日の支払日に支給する。

附 則

この規程は、平成13年 8月17日から施行する。

平成15年 8月17日改定

平成21年 1月 5日改定

平成25年 4月 1日改定

平成29年 6月21日改定